

令和 4 年度

第 2 回 高森町農業委員会 議事録

令和 4 年 5 月 23 日(月)、高森町役場において農業委員会等に関する法律第 27 条第 1 項の規定に基づき、別紙議案審議のため農業委員会を開催した。

1 出席委員

(1) 農業委員

- | | | | |
|----------|------------------------------|----------|----------|
| 1 下平 明利 | 2 樋口 美代子 | 3 松島 浩子 | 4 林 勝幸 |
| 5 竹内 節男 | 6 小川 健二 | 7 原 寿彦 | 8 光沢 英文 |
| 9 中塚 俊文 | 10 原 正樹 | 11 宮下 裕次 | 12 青山 高志 |
| 13 宮下 豊勝 | 14 宮下 道久 <small>(議長)</small> | | |

(2) 農地利用最適化推進委員

- | | | | |
|----------|---------|----------|----------|
| 15 今川 実章 | 16 寺澤 悟 | 17 木下 洋子 | 18 丸山 宏充 |
| 19 北村 隆洋 | | | |

合計 19 名

2 欠席委員

3 職務のために出席した職員

農業委員会

事務局長：野沢／事務局：龍口

産業課

農業振興係：下原

営農支援センター

所長：上沼

4 会議への附議事項

議案第 05 号 農地法第 18 条第 6 項の通知（報告案件）

議案第 06 号 農地法第 5 条第 1 項のの許可申請（審議）

議案第 07 号 経営基盤法第 18 条の農用地利用集積計画（5 月分）（審議）

5 議事内容

議 長 ただ今から第2回高森町農業委員会総会を開催します。

時に午前9時00分

議 長 本日の議事録署名委員ですが、5番及び6番をお願いします。

それでは、議案第05号農地法第18条第6項、通知でございます。こちらは細かい筆数を沢山借りられていた方が通知されたということですのでよろしくをお願いします。

議案第06号農地法第5条第1項の許可申請につきまして議案番号1番から始めたいと思います。5番をお願いします。

5 番 はい。場所は出原の広域農道の『旬菜館』の道を隔てた左隣になります。譲受人は下市田コンドミニアムのYご夫妻です。譲渡人はMさん。宅地となります。2階建ての住宅です。地区・近隣耕作者の承諾を得ています。生活排水は公共下水道雨水は自然浸透。水利委員、区長の承認を得ています。坪単価は27,000円。以上ご審議をお願いします。

議 長 はい。ご質問はありますか。

1 番 駐車場が広いけれども、何か商売をされているのですか？

5 番 いえ、商売ではなくて、家庭菜園をされたいということです。

1 番 （駐車場は）来客用とあるが、商売でなくて？

5 番 商売とは聞いてないですね。

議 長 他にありますか？
なければ決をとります。可とされる方、挙手をお願いします。

全員一致で可とします。

続きまして議案番号02番について10番をお願いします。

10 番 場所は上県道沿いの上市田を飯田方面に行きまして牛牧の信号の手前の右側に塗装屋さんがありますが、そこを右に上がったところになります。譲受人はYご夫婦、譲渡人はKさんで、YさんはKさんのお孫さんになります。土砂流

出は家の前にコンクリートブロックを設置して防ぐことになっています。雨排水は宅地内へ浸透式、また生活雑排水は当初公共下水につなげる予定でしたが、本管が遠くなり経費が掛かりすぎるということで、合併浄化槽で敷地内へ浸透することになっています。隣地の承諾ですが、一部Kさんの土地でありますし、他も承諾書をとっています。区と水利組合長の承諾もとっています。対価は0です。以上です。

議 長 ご質問あったらお願いします。

1 番 浄化槽の地下浸透は例外的に県の条例で認められる場合だけなのですが、ここは地下浸透できる地域なのですか？

10 番 最初は心配されましたが、県の許可はとってあるようです。
雨水、合併浄化槽の処理水ともに地下浸透となっています。

1 番 高森町は(浄化槽の処理水を)地下浸透でみとめられているということですね。

事務局 はい。

1 番 わかりました。

議 長 他にはよろしいですか？
なければ決をとります。可とされる方、挙手をお願いします。

全員一致で可とします。

続きまして、議案番号 03 について 12 番をお願いします。

12 番 譲受人は名古屋市熱田区の T さん、譲渡人は下市田の K さんです。場所は不動滝線を上市田から上がりまして中央道を越えて右側に鬼の手公園があります。これを牛牧方面に左に曲がりまして天白グラウンドがありますが、その手前になります。新築、約 1000 平米ですが、平らなところが少なく、一部傾斜地あり、また、家庭菜園も行いたいということでこのような広さになっています。大島山区長及び近隣の同意は得ております。雨水は浸透式、当初下水道へ繋ぐということでしたが、ポンプが必要ということ、本管が遠いということで、合併浄化槽を利用することに変更となったと聞いております。以上です。ご審議をお願いします。

1 番 今の合併浄化槽も地下浸透ですか？
近くに川があるから川に流すということですか？

12 番 そうということだと思います。

1 番 ちなみに現在は法律上「合併浄化槽」という言葉はなく、単に「浄化槽」といいます。

12 番 そうですか。わかりました。
対価については明るみにしておりませんので、わかりましたら事務局でお願いします。

事務局 それでは坪単価ですが、坪当たり 28000 円ということで申請が出ております。
お願いします。

議 長 ご質問ありましたらお願いします。

13 番 宅地の中に自家菜園とあり面積が広いが、宅地という扱いで敷地が広いからこのように書いていただけなんですね？

12 番 たぶんそうかと思います。

1 番 農振除外の時に説明があったと思いますが、この細い地番は崖です。つまり、使いようの無いもので、建物を建ててと一緒に買ってもらったということだと思われま。す。です。ので、菜園を多少やろうといういうことでこの面積だったと思います。農振除外的に。

議 長 はい、他にご質問ありましたらお願いします。
無いようですので、決をとります。可とされる方、挙手をお願いします。

全員一致で可とします。

続きまして、議案第 07 号議案経営基盤法第 18 条の農地利用集積計画について、5 月分、事務局説明をお願いします。

事務局 今回は 5 件となっております。5 番につきましては先ほどの 18 条の解約で出てきた飯田市鼎の T さんから新たにご近所にお住いの T さんが改めてお買い上げになるという議案です。その他につきましても審議となります。以上ご審議をお願いします。

議 長 ご質問はありますか？

1 番 議案番号 3 番の契約は物納で米 60 kg となると法律上の権利は使用貸借権ではなくて賃貸借になるのですか？

事務局 はい。こちらは現金ではないですが、賃貸借に対して対価が発生しているとい
うことですので従前から賃貸借という扱いで整備しています。

1 番 わかりました。

議 長 他にご質問はありませんか？
承認をとります。可とされる方、挙手をお願いします。
全員一致で可とします。
ありがとうございました。

以上で審議事項を終わります。

時に午前 9 時 19 分

高森町農業委員会議長 宮下 道久

高森町農業委員会会長 宮下 道久

議事録署名委員

高森町農業委員 5 番 竹内 節夫

議事録署名委員

高森町農業委員 6 番 小川 健二